

第6次大阪府障がい者計画の策定について  
—意見具申（案）—

令和8年3月

大阪府障がい者施策推進協議会  
第6次大阪府障がい者計画策定検討部会

## 目 次

I. 計画の策定にあたって .....	2
第1. 計画策定にあたっての基本的な考え方 .....	2
第2. 計画の見直しにあたっての検討体制 .....	4
第3. 主な法制度等の動向 .....	5
II. 第6次大阪府障がい者計画の構成に関する提言 .....	9
III. 重要事項に関する提言 .....	10
第1. 第6次大阪府障がい者計画の基本理念について .....	10
第2. 第6次大阪府障がい者計画の基本原則について .....	11
第3. 第6次大阪府障がい者計画の計画期間について .....	12
IV. 施策の推進方向に関する提言 .....	13
第1. 最重点施策について .....	13
第2. 各生活場面に共通する横断的視点について .....	16
1. 障がい者の権利保障 .....	17
2. 障がい者への差別の解消や虐待の防止 .....	17
3. 誰もが暮らしやすい環境の整備 .....	18
4. 情報保障及びコミュニケーション支援の推進 .....	19
5. 障がい者の生活を支える人材の確保・育成 .....	20
6. 地域の支援力の強化 .....	21
第3. 各生活場面について .....	23
生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」 .....	23
生活場面Ⅱ「学ぶ」 .....	32
生活場面Ⅲ「働く」 .....	38
生活場面Ⅳ「こころや体、命を大切にする」 .....	41
生活場面Ⅴ「楽しむ」 .....	43
V. その他計画策定全般に関する提言 .....	46
参 考 資 料 .....	48
1. 第6次大阪府障がい者計画策定検討部会審議概要等 .....	49
2. 関係審議会等における審議概要等 .....	51

## I. 計画の策定にあたって

### 第1. 計画策定にあたっての基本的な考え方

- 大阪府においては、令和3年度から令和8年度末を計画期間とする第5次大阪府障がい者計画（以下、「第5次計画」という。）に基づき、幅広い分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきた。第5次計画は、令和5年度に令和3年度から令和5年度までの3年間を振り返り、中間見直しを行い、第7期大阪府障がい福祉計画及び第3期大阪府障がい児福祉計画と一体的なものとして改定が行われた。
- 第5次計画においては、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に据え、「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」、「多様な主体の協働による地域づくり」、「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」、「合理的配慮によるバリアフリーの充実」、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」の5つの基本原則の下、地域社会における多様な主体が連携しながら、障がい者の自立と社会参加に向けて、福祉、教育、労働、保健・医療、まちづくり等のあらゆる分野で取組みが実施されてきた。
- とりわけ、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」、「障がい者の就労支援の強化」、「専門性の高い分野への支援の充実」については、最重点施策として位置づけ、具体的な数値目標の達成をめざし、重点的に取組みが推進されてきたところである。
- また、これまでの公的な福祉サービスは、高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的サービスを提供することで発展してきた。こうした各福祉サービスの成熟化が進む一方で、少子高齢化をはじめ社会・経済環境の変化が進む中、核家族化や地域のつながりの希薄化等、人々のつながりが弱くなってきたことにより、家族内又は地域内の支援力が低下してきている。

- このため、様々な事情からサービスにつながらることができずに孤立しているケース、8050問題（高齢の親と支援が必要な50代の子が同居）やダブルケア（介護と育児に同時に直面する世帯）等、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、公的な福祉サービスの狭間にあるケース等が発生しており、適切な対応が求められている。
  
- こうした中、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけられた。

また、国、都道府県、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、保健・医療、教育、労働、文化、まちづくりに関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めることが規定された。
  
- これを受け、大阪府においては、令和6年3月に「第5期大阪府地域福祉支援計画」を策定し「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」「地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会」「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会」をめざすビジョンの下、高齢者計画、障がい者計画、子ども総合計画といった各計画との整合性を図りながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むこととしている。
  
- また、令和6年7月に最高裁判所大法廷判決において旧優生保護法が違憲であると判断され、国の損害賠償責任が認められたことを受け、優生手術等や人工妊娠中絶等（以下、「優生手術等」という。）を受けることを強いられ被害を受けた方々に対する補償金等の支給に関する法律が成立し、救済が開始されたところである。
  
- さらに、最高裁判決を受け、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」が設置され、障がいのある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け政府全体で取り組むべき事項を取りまとめた「障害者に対する偏見や差別

のない共生社会の実現に向けた行動計画」が令和6年12月に決定された。

- 一方、国際的な動きとして、令和4年9月に、国連障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見（以下、「国連勧告」という。）が採択・公表された。

これを受け、国は、各府省において、障害者基本計画に盛り込まれていない事項も含め、国連勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められるとし、また、障害者政策委員会においても、必要に応じ、各府省における検討や対応を踏まえながら、障害者基本計画の実施状況の把握等を通じ、国連勧告等への対応について監視を行っていくとしている。

- このような背景も踏まえ、本意見具申においては、障がい者の権利について、改めて見直し、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向け、取りまとめることとする。大阪府には、本意見具申の提言を最大限尊重し、様々な主体が協力し合い、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組み、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現を切望するものである。

## 第2. 計画の見直しにあたっての検討体制

- 大阪府障がい者施策推進協議会では、計画の策定に向け、「第6次大阪府障がい者計画策定検討部会」（以下、「計画部会」という。）を設置し、令和7年5月から精力的に議論を重ねてきた。
- 計画部会では、障がい当事者及びその家族をはじめ、地域の関係機関や企業及び市町村、学識経験者等から委員が参画し、第5次計画の共通場面「地域を育む」及び各生活場面における「今後の課題」と「個別分野ごとの施策の方向性」について、令和4年に国連勧告が採択・公表されたこと等の動向も念頭に様々な視点から、現状や取組状況を評価し検討してきた。
- 計画部会での検討をもとに、大阪府障がい者施策推進協議会として、計画の策定にあたって意見具申をとりまとめた。

### 第3. 主な法制度等の動向

- 第5次計画改定後の主な法改正等は以下の通りであり、これらの趣旨、目的等についても、第6次大阪府障がい者計画（以下、「次期計画」という。）にできる限り反映していくことが望ましい。

- こども基本法の施行、こども家庭庁の創設等（令和5年4月）

こども基本法は、こども施策に関し基本理念を定め、こども施策の基本となる事項を定めるなどにより、こども施策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」等を掲げている。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こども家庭庁が創設された。

さらに、こども基本法の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に推進するため策定された「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」とされた。

- 障害者総合支援法等の一部改正（令和6年4月施行、一部令和5年4月、10月施行）

障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法、精神保健福祉法）、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化（難病法、児童福祉法）等の措置を講じることとされた。

○ 児童福祉法の一部改正（令和6年4月）

児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障がい種別に関わらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うこととされた。

また、障がい児入所施設については、入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とすることとされた。

なお、都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）では、「障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要がある。このため『良好な家庭的環境』において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進すること」とされた。

○ 障害者差別解消法の改正（令和6年4月施行）

事業者による合理的配慮の提供が全国的に法的義務とする法改正がされた。また、これにあわせて、改正法の円滑な施行に向け、政府全体の方針となる障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が改定され、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する例を新たに記載したほか、行政機関等・事業者と障がいのある人の双方の「建設的対話」と「相互理解」が重要であることが明記された。

○ 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」をめざし、基本理念として、① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること、② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること、③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われることが明記さ

れた。

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（略称：こども性暴力防止法。令和6年6月公布、令和8年12月施行）

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務付けられた。

具体的には、安全確保措置として、性犯罪前科の有無を確認すること、配置転換等の雇用管理上の措置、採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認、情報管理措置として、犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組みを実施することとされた。

また、従事者等が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が事業者等に対して提供する仕組みが設けられた。

- 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和7年1月施行）

昭和23年に制定された旧優生保護法における特定の疾病や障がい等を有する者等を対象とする不妊手術に関する規定は、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反する上、差別的なものであり、憲法に違反するものであったとする最高裁大法廷判決を受け、国において旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律を定め、被害者への補償金等の支給を進めることとされた。

- 手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年6月施行 以下、「手話施策推進法」という。）

手話がこれを使用する方にとって日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であることを認識し、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律が施行された。

国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むこととされた。

○ 2024年度障害福祉サービス等報酬改定等（令和6年4月、6月、令和7年10月）

喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障がい者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要があるとの観点から、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しが行われた。

- ・障がい者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
- ・医療と福祉の連携の推進
- ・精神障がい者の地域生活の包括的な支援
- ・障がい児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
- ・障がい者の多様なニーズに応じた就労の促進
- ・持続可能で質の高い障がい福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

また、令和7年10月には、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するためのサービスとして、就労選択支援が新設された。

○ 高次脳機能障害者支援法（令和8年4月施行）

高次脳機能障がい者に対する支援に関し、基本理念を定め、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障がい者支援センターの指定等について定め、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のため、その生活全般にわたる支援を図ることで、高次脳機能障がい者を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現することを目的とした法律が施行された。

## Ⅱ. 第6次大阪府障がい者計画の構成に関する提言

- 次期計画の構成について、障がい者の生活場面で整理された大阪府独自の基本構成は大筋で第5次計画を継承するとともに、基本理念及び基本原則等については、様々な国内法の整備や障がい者の自立及び社会参加を取り巻く社会情勢の変化を踏まえつつ、さらに経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会など未来のめざすべき社会の姿を提示した2025大阪・関西万博のレガシーも活かし、共に生きる社会の実現に向け不断に取組を進めていく観点から、改めて整理すべきである。
- 第4次計画より、6つの生活場面「地域やまちで暮らす」、「学ぶ」、「働く」、「心や体、命を大切に」、「楽しむ」、「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」が整理され、個別分野ごとの施策の方向性の下、施策が展開されてきた。
- その後、障がい者とその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化する中、平成30年4月の改正社会福祉法施行により、都道府県の地域福祉支援計画が、障がいや高齢等、各福祉分野の上位計画と位置づけられ、インクルーシブな共に生きる社会の実現に向け、より包括的な地域での支援体制を整備していくことが示された。こうしたことも踏まえ、「共に生きる社会」を実現するために、共通場面「地域を育む」について現状と課題や施策の方向性が整理された。
- 共通場面「地域を育む」に掲げる個別分野ごとの施策の方向性は、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向け、様々な主体が協力し合い、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組み、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現をめざす上で必要な視点となる。
- また、生活場面VI「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」の中で示した、地域の多様な主体が、障がい者の命と尊厳を尊重し、障がい理解の促進・合理的配慮の提供を共通認識として持つことが重要であるといった視点

は、他の生活場面においても共通する視点である。このため、共通場面「地域を育む」と合わせて再編成し、『各生活場面に共通する横断的視点』と改め、他の生活場面においても必要な整理を行うべきである。

- なお、大阪府障がい福祉計画、大阪府障がい児福祉計画（以下「福祉計画等」という。）については、令和8年に国が示す基本指針を踏まえた見直しを行い、次期計画と始期を同じくして策定されるものであり、引き続き、障がい者計画と一体的にとりまとめるべきである。

### Ⅲ. 重要事項に関する提言

#### 第1. 第6次大阪府障がい者計画の基本理念について

- 第5次計画では「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、全ての障がい者が分け隔てられることなく、地域で孤立せず、支援を行き届かせることができる「誰一人取り残さない大阪」の実現に向け、全ての人間（ひと）が支え合い生きるインクルーシブな社会の実現を目標としている。
- この基本理念は、国の障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）における理念とも共通しており、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するために引き続き重要な視点であることから、次期計画においても大筋で継承すべきである。
- また、障がい福祉を支える地域を育む視点や、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、次期計画においても、その重要性に何ら変わるところはなく、共生社会の実現に向け、相まって進めていくべきである。
- 加えて、2025年に開催された2025大阪・関西万博のテーマ『いのち輝く未来社会のデザイン』を具体的に掘り下げた3つのサブテーマ「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」は、障がい者施策の推進に共通する視点である。万博のレガシーを活かして、府民の豊かな暮らしや、安全・安

心、ウェルビーイングの向上につなげていくべきである。

- 以上の考え方から、次期大阪府障がい者計画の基本理念として、今後、大阪府がめざすべき社会をイメージし「すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」とすることを提案する。
- これは、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、地域の多様な主体が相互に理解し合い、支え合うことで、包摂性のある地域が育まれ、障がい者とその家族が孤立することなく、そうした地域社会においてありのままに生きること、つまりインクルーシブな社会が実現されることを表現するものであり、障害者権利条約の理念に通じるものである。

## 第2. 第6次大阪府障がい者計画の基本原則について

- 第5次計画においては、「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」、「多様な主体の協働による地域づくり」、「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」、「合理的配慮によるバリアフリーの充実」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」という5つの項目について、基本原則が整理されている。
- 次期計画においては、障がいのある人が他の者と平等な人権の主体であるとあらためて捉えるとともに、基本理念に掲げる社会の実現に向けて、今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいくにあたっては、地域社会における障がい理解や課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共有していくことが必要であると考えます。
- また、第5次計画より盛り込まれた、地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために、様々な役割を果たしていけるよう、市町村及び大阪府がより連携して、大阪府全体の底上げにつながる環境整備に取り組むことにより、あらゆる地域で支援をきちんと行き届かせること、様々なサービス水準や支援の質が高まることをめざすといった、大阪府全体を底上げする姿勢は重要であることから継承すべきである。

○ このような観点から、次期計画の基本原則は、以下の項目で整理することを提案する。

- (1) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
- (2) すべての人の命と尊厳の保持
- (3) 障がいの有無によらない相互理解の促進
- (4) 誰もが担い手となる地域づくり
- (5) 多様な主体の強みを活かした大阪府全体の底上げ

### 第3. 第6次大阪府障がい者計画の計画期間について

○ 昨今の様々な技術革新等により、迅速かつ短期的に社会状況は変化し、今後も加速していくことが見込まれる。とりわけ、『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとして2025年に開催された2025大阪・関西万博を契機として、障がい福祉分野への影響もより大きくなってくると考えられる。また、人口減少や高齢化、物価高騰等、昨今の様々な社会課題が障がい者の生活や障がい福祉サービス等に与える影響は非常に大きく、次期計画の計画期間については、社会状況の変化に柔軟な対応ができ、一定期間の取組みの成果の検証ができるような期間とすべきである。

○ また、大阪府障がい者計画の上位計画である障害者基本計画（5年間）及び大阪府地域福祉支援計画（6年間）の計画期間との関係も勘案する必要があり、それらの計画の動きに柔軟に対応できる計画期間の設定が望ましい。加えて、障がい者計画を実行していくための定量的指標が示された福祉計画等（3年間）の計画期間との整合を図るべきである。

○ 以上のことから、今後の社会状況の変化に柔軟に対応するとともに関係計画等との整合性が図られた計画とするためには、次期計画の計画期間を令和9年度から令和14年度までの6年間とすることを提案する。

＜障がい者計画及び関連する計画の期間について＞

年度	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
障害者基本計画 〔内閣府〕		第4次計画(H30-R4)				第5次計画(R5-R9)				第6次計画(R10-R14)						
大阪府 地域福祉支援計画 〔福祉部 地域福祉推進室〕		第4期計画(R1-R5)				第5期計画(R6-R11)				第6期計画(R12-R14)						
<b>大阪府 障がい者計画 〔福祉部 障がい福祉室〕</b>		第4次計画(後期計画)(H29-R2)			第5次計画(R3-R8)				★ 第6次計画(R9-R14)							
大阪府 障がい福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第5期(H30-R2)		第5期(R3-R5)		第7期(R6-R8)		第8期(R9-R11)		第9期(R12-R14)						
大阪府 障がい児福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第1期(H30-R2)		第2期(R3-R5)		第3期(R6-R8)		第4期(R9-R11)		第5期(R12-R14)						

IV. 施策の推進方向に関する提言

第1. 最重点施策について

- 第5次計画では、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」、「障がい者の就労支援の強化」、「専門性の高い分野への支援の充実」を、計画の最重点施策に位置づけ、取組みが推進されてきた。
- 障害者権利条約においては、「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認める」、「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わない」とされている。
- 大阪府では、長年にわたり、入所施設や精神科病院から地域生活への移行について、障がい者計画の重点施策に位置づけて、取組みを推進し、一定の成果を挙げてきた。引き続き、本人の意向を把握することがないままに入所等の状態が継続されることのないように、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて地域生活のイメージを分かりやすく示したり、具体的に地域での生活を体験したりといった取組みを実施しながら、一人ひとりの状態や本人がどこで・誰と生活したいかの意向を適切に把握した上で、地域での暮らしを実現していくべきである。

- 一方で、現に入所等している障がい者の重度化・高齢化を背景として、多様化する支援ニーズに対し、画一的な支援プログラムのみで対応することは困難となっているなど、地域生活への移行に取り組み始めた当初とは状況が大きく変化している。本人が望む暮らしが実現できるよう、地域生活への移行を推進していくにあたっては、本人の意思決定支援に取り組むとともに、地域の社会資源を包括的に把握する基幹相談支援センターとの連携や相談支援体制の整備と併せて、重度障がい者等の地域生活を支える環境整備が必要不可欠である。また、地域生活を継続するための支援体制の構築がないままに、地域において障がい者とその家族等が孤立することのないよう十分に留意する必要がある。
  
- 障がい者が地域で希望する暮らしを実現するためには、住まいの場となるグループホームをはじめ、日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスを質・量ともに確保する必要がある。また、令和5年度より大阪府が実施している施設入所の待機者に関する実態調査の結果等からは、一定数、障がい支援区分や強度行動障がいの状態を示す行動関連項目の点数が高い障がい者等が施設へ入所することを希望しつつ地域生活を継続しているとみられる。本人の心身の状況のみならず、家族の状況の急変、その他突発的な事情による緊急時の支援体制が整備されていることも地域で希望する暮らしを実現するために不可欠であり、地域において施設や病院等の社会インフラが有機的に連携を進めていくという観点を持つ必要がある。
  
- 加えて、障がい者の重度化・高齢化、「8050問題」等の複合化・複雑化した課題等に対応していくために、障がい福祉と高齢介護分野の円滑な連携や、福祉と医療、保健、教育、労働等、関係部局や関係機関との連携・協働も重要である。
  
- こうした点に留意しつつ、多様な主体が協力し、すべての障がい者が地域社会の一員として、地域とのつながりを持ちながら安心して暮らせる地域を育むとともに、意思決定支援を展開していくための具体的な体制整備をした上

で、本人の希望する暮らしが実現していくことを最重点施策の基本認識として位置づけるべきである。

- 次に、障がい者の就労を支援することは、障がい者の自立と社会参加に不可欠であることから、引き続き、最重点施策に位置づけるとともに、就労後の職場定着や生活の安定を視野に入れ、取組みを強化していくべきである。
- また、大阪府では20年以上にわたり、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働等の各分野の連携の下に、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者等の雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取組みとして「行政の福祉化」に先駆的に取り組んできたところであり、このような取組みをさらに拡大していくことが望まれる。
- 特に、令和7年10月から開始された就労選択支援は、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上と推進を目的としている点を踏まえ、就労支援、就労定着支援においては、一人ひとりに寄り添った支援を行い、就労を通じた生活の質の向上に力点を置いた施策の推進が望ましい。
- 合わせて、これまで重点的に取り組むとしていた高次脳機能障がい等を有する障がい児者、発達障がい児者、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者等の専門性の高い分野への支援について、強度行動障がい等を有する障がい児者も加え、支援の充実を図るべきである。
- また、障がい者の重度化・高齢化、個々のニーズが多様化していること等を踏まえ、従来の障がい福祉制度では十分に支援の行き届いていなかった障がいや疾病を有する方々にも、幅広く必要な支援を行っていくという姿勢が重要であり、そうした課題に対応していくためにも、福祉と医療、保健、教育、労働等、地域の多様な主体による連携・協働も必要である。

## 第2. 各生活場面に共通する横断的視点について

- 様々な主体が協力し合い、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組む、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現をめざすためには、地域で暮らす多様な主体が、障がい者の命と尊厳を保持し、障がい理解の促進・合理的配慮の提供を追求していくことを共通認識として持つことが重要である。
  
- 一方、障害者虐待防止法（平成24年10月）や障害者差別解消法及び大阪府障害者差別解消条例（平成28年4月）が施行されて一定期間が経過し、障害者差別解消法等においては、事業者による合理的配慮の提供を義務とする改正がされたこともあり、合理的配慮は広がりつつある。  
しかしながら、依然として、障がい者に対する虐待事案や差別事象が発生しており、全国においては、被虐待者が死亡する事件も生じている。  
こういったことが繰り返されることがないように、障がい理解の促進及び障がい者への差別の解消や虐待の防止により強力に取り組む必要がある。
  
- また、駅ホームからの転落事故等、様々な形で障がい者の命に関わる痛ましい出来事が未だ発生しているとともに、近年、地震や台風、豪雨等の自然災害も頻発しており、障がい者の安全確保や基盤整備や関係機関の連携は喫緊の課題である。
  
- このような状況を社会全体でしっかりと受け止め、「共に生きる社会」を実現するためには、障がい者がその存在を脅かされることなく、また、障がいを理由として差別を受けることや、嫌な経験をすることなく、誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として、当たり前前に生きていける地域を育んでいくことが重要である。
  
- そのために、「障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、すべての人が主体となって、誰もが暮らしやすい地域を育んでいる」ことをめざすべき姿勢とし、以下の視点に留意しながら、社会全体で課題解決に向けた取組みを進めていくべきである。

## 1. 障がい者の権利保障

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会においては、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担されるべきである。
  
- 障がい者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。また、希望する暮らしを実現するためにチャレンジした生活が合わなかった時や、障がいの状態に変化があった時に、必要な支援を受けられるといったことも、地域で安心して暮らし続けるために重要である。
  
- 障がい者が尊厳を持って社会に参加し、すべての人が主体となって、誰もが暮らしやすい地域を育てていくためには、行政だけでなく企業、NPO等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、一人ひとりの理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要である。

## 2. 障がい者への差別の解消や虐待の防止

- 障がい者に対する偏見は未だに社会に存在しており、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供等の事案が少なからず発生している。例えば、障がい者が地域で住まいの場を確保する際に、入居差別や地域住民との間での、いわゆる施設コンフリクト等の問題も未だに発生している。このような課題は、障がい理解が十分に浸透していないことが要因として発生するものである。  
そのような差別を解消し、障がい者が希望する暮らしを実現するために、地域住民や関係事業者等に対して、障がい者への理解や関係法令の理解に係る啓発等に粘り強く取り組むことが必要である。
  
- 差別や虐待のない共生社会を実現するためには、人々の障がい理解がより

広く浸透し、深まっていくことが重要である。そのためにも、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、幼少期から障がいの有無に関わらず、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にすることを育むといったことや、早期からの障がい理解を促進するための取組みを行うことが重要である。

- 障がいは多種多様で、必要となる支援等も一律ではない。また、外見からはわかりづらい障がいのために、学校や職場等において、周囲から理解されず苦しい思いをしている人もいる。地域住民や関係事業者等が障がい理解を深め、障がい者に対する配慮が円滑に進む環境を整備するためには、障がい者の暮らしや、その特性に応じた暮らしやすくするためのサービスや機具等に関する認識を広めるといった取組みも必要である。
- また、平常時に限らず、災害発生時の支援体制の充実に向け、地域において、避難行動への支援や避難所での合理的配慮の提供等、より深く広がりのある障がい理解を促進していく必要がある。
- 障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を構築するという発想による取組みを繰り返すことで、すべての人が包摂される地域を育まれ、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向けた基盤の強化につながっていく。

### 3. 誰もが暮らしやすい環境の整備

- 国が策定した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」によると、バリアフリーは、建築分野において段差等の物理的障壁の除去のほか、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去を意味する。また、ユニバーサルデザインは、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方を意味する。
- 物理的障壁の除去や、個人の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組み（心のバリアフリー）といったハード・ソ

フト両面のバリアフリーや、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進することは、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に不可欠である。

- 例えば、鉄道駅におけるホーム柵の設置のさらなる促進や無人駅への対応等のほか、公園や宿泊施設等におけるバリアフリー化と障がい者が利用しやすい設備の確保や情報保障等、障がい者の安全で安心な地域生活を支えるための環境整備が必要である。
- また、製品や施設、公共交通機関等の利用や、安全かつ自由な移動、求める情報へのアクセスといったことを、誰もが快適に行うことができる環境が整備されることで、障がい者が個々の能力を活かして、自分らしく、安全・安心に暮らすことができる。
- なお、2025年に『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとして開催された2025大阪・関西万博では、会場内のパビリオンだけでなく、公共交通機関や道路等の都市基盤におけるバリアフリーとユニバーサルデザインの推進に取り組みされた。障がい当事者等が参画する現地検証を経て、万博での先導的なバリアフリー基準や取組みを反映し、改訂された「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」等を踏まえて、地域の多様な主体が相互理解を深めながら、地域の中で支え合う社会をともにデザインしていくことこそが、万博の貴重なレガシーとして長く地域の中で継承されるべきである。

#### 4. 情報保障及びコミュニケーション支援の推進

- すべての障がい者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加するために、必要な情報を十分に取得し、円滑に意思疎通を図ることが極めて重要であることを認識し、障がい者による情報の取得及び利用、意思疎通に関する施策を総合的に推進することを目的とした、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年5月施行）の趣旨を踏まえ、平常時のみならず、災害発生時においても正確でわかりやすい情報発信等、様々な障がい者への幅広い情報保障が必要である。加えて、手話施策推進法の趣旨を踏まえ、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進の

ために取り組む必要がある。

- 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核拠点として、引き続き、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者等の意思疎通支援等に取り組む必要がある。合わせて、公立図書館等における読書バリアフリー法（令和元年6月施行）への対応が必要である。
- 意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読等の意思疎通支援や情報保障は必要不可欠なものである。また、障がい当事者のみならず、支援者にとってもコミュニケーションが障壁となって適切な支援ができないことは大きな課題となる。そのため、意思疎通支援を行う者の確保、養成及び資質の向上等、より一層の充実を図る必要がある。
- 先進技術の活用により、障がい特性や年齢に対応した、意思疎通支援や情報保障、情報アクセシビリティの確保が充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上のほか、社会における障がい理解の促進が期待される。電子決済やインターネットショッピング、スーパーのセルフレジといった便利なツールも、障がい特性によっては、使いこなすには多くの課題がある機能であるが、日々進化する技術は、障がいの有無に関わらず生活を豊かにするものであり、持続可能な社会の発展には欠かすことのできないものである。

だからこそ、こうした技術の進展から障がい者が取り残されないよう、障がいがある人の ICT の利用機会の拡大や活用能力の向上を支援する体制の整備が重要である。そのために、大阪府 IT ステーションの支援内容の充実を図り、あらゆる障がい者にとって、ICT サポートの中核となり、様々な障がい特性に応じて情報へのアクセスが円滑に行えるように総合的な支援を実施していく必要がある。

## 5. 障がい者の生活を支える人材の確保・育成

- 2040年には、全国の65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加する一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少する。国の「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会においては、高齢化・人口減少のスピードが地域によっ

て異なる中、地域別の支援体制を構築する必要があるとされ、サービス需要の変化に応じた提供体制の構築や、人材確保と生産性向上、経営支援、分野を超えた連携促進等の方向性が示された。

- 今後、障がい者一人ひとりのニーズが高度化・多様化するとともに、都市部においては、2040年以降もサービス需要が急増することが見込まれるため、今以上に障がい福祉サービスの質と量の確保が課題となる。障がい福祉分野への参入促進へ向けたイメージアップやマッチング等、人材確保・育成に向けた取組みを進め、障がい者が希望する暮らしを実現するための障がい福祉サービス等が地域間の格差がなく、様々な生活場面において適切に確保されるように取り組んでいくべきである。
- また、最重点施策の一つである専門性の高い分野への支援として、高次脳機能障がいや有する障がい児者、発達障がい児者、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者、強度行動障がいや有する障がい児者に対する支援の確保等、多様なニーズに対応した障がい福祉サービスの充実、確保に努めていくべきである。
- 人材確保については、生産年齢人口が減少することを背景として、外国人人材を含めた人材確保対策や、地域に良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、経営基盤の強化に資することを主たる目的とした協働化の仕組みの一つである社会福祉連携推進法人制度の活用による人材確保等も含めて対応していくことが求められる。
- 支援者が個々の障がい特性やニーズを踏まえて、複合的又は専門性の高い課題に応じた支援やサービス提供につなげていくためには、支援の見立ても含めた専門的な支援スキル、環境調整のノウハウが求められる。サービス従事者の資質向上のための研修をはじめ、障がい者の地域生活を支える人材の育成の取組みをさらに進めていくべきである。

## 6. 地域の支援力の強化

- 大阪府は、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が、必要

な時に必要なサービスを利用し、自立した生活を営み、社会参加できるよう、障がい福祉施策に取り組む必要がある。また、災害対応や感染症対策等については、関係部局が横断的に連携して取組みを進めていく必要がある。さらに、障がい者とその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化する中、福祉計画等におけるPDCAサイクルの運用や、地域自立支援協議会の運営状況等から市町村の状況を適切に把握し、課題分析や改善策の検討を通じて、市町村をバックアップするなど、対応力の平準化を図るとともに、大阪府全体の底上げに取り組むべきである。

- 障がい者とその家族は、ひきこもりや生活困窮、社会での孤立等、社会的な課題を抱えているケースが多い。障がい者が希望する暮らしを地域で実現するためには、障がい福祉サービス事業所や医療機関、学校、行政等の関係機関が連携して支えていくことが不可欠である。また、障がい者とその家族が孤立しないように、潜在的に支援を必要としている方々を把握し、適切な支援につなげていくことが重要である。
- 大阪府内において、関係機関等の連携体制が脆弱な地域もある。児童期における保健・医療機関と教育機関の関わりを例にすると、子どもと社会、さらには法律や制度が時代とともに変化してきていることを踏まえて、最新の取組みを集約した上で、先行する事例等を大阪府から発信する等の施策を展開していくべきである。
- 市町村の自立支援協議会においては、先行する事例の情報共有や個別事例の情報交換等により、課題を抽出し、関係機関による対応策の検討等が行われている。また、障がい者とその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化する中、より包括的な支援体制を整備するために、障がい、介護、子ども、生活困窮といった福祉に関する課題のみならず、保健・医療、住まい、労働、教育、孤立、人権等の幅広い地域生活課題を把握・解決する重層的支援体制整備事業が大阪府内市町村においても実施されている。すべての障がい者とその家族が地域で孤立せず、支援を行き届かせることができる「誰一人取り残さない大阪」の実現に向け、市町村における包括的な支援体制が構築されるように、大阪府

として支援すべきである。

- 障がい者の暮らしを支える仕組みとして、地域の実情に応じた関係機関のネットワークを有効に機能させて、障がい者のみならずその家族や支援者等をサポートしていくためには、アセスメント等による見える化を通じて、各機関の役割に応じた連携を図ることが重要である。

### 第3. 各生活場面について

#### 生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

- 国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、入所施設や精神科病院から地域生活への移行としての目標等の考え方が示されており、福祉計画等は国の指針に基づいて、定量的に地域移行に関する目標設定や実態把握と評価が行われている。本来であれば、誰とどこで、どのように暮らすのかといった本人の希望に叶った暮らしができてきているのかという観点がとても重要である。
- また、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がい者のみならず、家族と同居している障がい者も含めて、すべての障がい者が希望する地域で安心して暮らし続けるためには、住まいの場となるグループホームや日中活動系のサービスをはじめ、日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスを質・量ともに確保する必要がある。
- さらに、障がい者が社会の構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加又は参画するためには、地域で暮らす多様な主体による障がい理解や合理的配慮の提供等も含め、障がい者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現するための支援が必要である。これは、基本原則の「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」に通じるものである。
- 入所施設や精神科病院から地域生活への移行や地域生活における支援を中

心に整理された生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」については、引き続き、強力に取り組むを進めていくべき分野であり、検討部会での議論を通じ、具体的対応を計画に反映していくべきである。とりわけ、障がい者が地域で希望する暮らしを実現するためには、地域生活を継続するための支援体制に加えて、本人の心身の状況のみならず、家族の状況の急変、その他突発的な事情による緊急時の支援体制が整備されていることも不可欠であり、施設や病院等をはじめ、様々な社会インフラが有機的に連携を進めていくという観点を持つ必要がある。

○ それらを踏まえ、めざすべき姿を「障がいのある人が希望する地域で、多様な暮らしを実現している」と設定し、障がい者が地域生活をするための支援体制や、様々な生活経験の中から希望する暮らしを選択できる環境等を整え、希望する地域で安心して暮らし続けることができるように取り組んでいくべきである。

○ これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。

#### (1) 多様な暮らしの実現

○ 自らが希望する暮らしを実現するために障がい者の意思決定を支援することは非常に重要である。意思を表明し、それを決定するという支援にとどまらず、様々な選択肢があることを示しながら、本人を取り巻く状況等も考慮して支援することが必要である。とりわけ、長期間にわたって入所施設や精神科病院を利用している者や親との同居を続けている障がい者にとっては、生活の場に関して他にどのような選択肢があるのかを知らないケースもあるため、一人ひとりの置かれた状況等に寄り添いながら、本人の希望が叶うよう丁寧に支援を進めていくことが大切である。

○ 障がい者の地域移行を進めていくにあたり、主な課題として、それぞれの障がいの特性等に対応できるグループホーム等の社会資源が不足していること、入所施設や精神科病院であれば専門的な支援を受けられるため安心感があること、地域での暮らしに馴染めなかった時に改めて施設等へ戻ることができ

ない不安等が挙げられる。また、障がい者の地域移行に関して家族が負担感や抵抗感を示して、本人よりも家族の意向が重視されてしまうこともある。

- 入所施設や精神科病院の利用が長期化すると、地域での生活がイメージしにくくなることにつながり、障がい者本人が地域移行に対して消極的になる傾向が見受けられる。また、支援者も、障がい者の重度化・高齢化に伴い、地域移行が困難であると感じるようになるため、施設等の利用を開始した早期のうちから、地域移行を意識した取組みを進める必要がある。自立生活を送る力を入所施設で養った方がその後、グループホームでの生活に移行し、就労訓練を経て就労移行支援事業所に通っている事例もあり、関係機関でそのような事例を共有するとともに、地域移行に関する様々な情報を本人と家族へ情報提供することを通じて、地域移行の意識醸成を図る必要がある。
- 地域移行を促進するためには、本人の意思決定支援に取り組みながら進めるとともに、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成をはじめ、地域の社会資源を包括的に把握する基幹相談支援センターとの連携や、関係機関で地域移行のイメージを広く共有していくなど、地域が一体となった体制の整備が必要である。それと併せて、行政と基幹相談支援センターが中心となり、障がい者支援施設やグループホーム、生活介護事業所等の日中活動の場、医療機関等との多機関連携を強化するとともに、地域生活支援拠点等において地域での暮らしに関する体験の機会づくり等を充実させる必要がある。
- 地域生活支援拠点等は、令和8年度末までに大阪府内全域において整備される見通しであるものの、その機能の充実については、市町村により差異がある。大阪府として、引き続き、市町村の運営状況を把握するとともに、先行する事例やノウハウ、課題等を共有することで、緊急時のサービス調整・相談等、緊急時の受け入れ・対応、地域移行や親元からの自立に当たっての体験の機会の提供、専門的人材の確保・養成等といった障がい者の暮らしを支える機能の充実を図る必要がある。
- 障がい支援区分や強度行動障がいの状態を示す行動関連項目の点数が高い

障がい者等が一定数、施設入所の待機をしながら地域生活を継続している。入所施設が地域生活をしている障がい者を一定期間受入れ、状態像の見立てと支援の調整及び支援方法の提案を行うといった集中的な支援の機能や、本人の心身の状況のみならず、家族の状況の急変、その他突発的な事情により緊急に支援が必要となる場合の生活支援機能の役割を担うことで、障がい者が安心して地域で暮らすことが可能となる。

- さらに、入所施設は、そこで暮らす障がい者にとって大切な生活の場であることから、プライバシーへの配慮としての居室の個室化や、障がい者の重度化・高齢化に伴う設備のバリアフリー化、日々の生活の安定のための支援の充実等、生活の質を確保するといった生活支援機能も重要である。また、地域との交流機会の確保や災害発生時に避難所として地域の障がい者等に対する支援に取り組むなど、入所者の生活が地域に開かれたものとなる必要がある。
- 障がい者と同居してその生活を支えている家族にとっては、高齢等を理由に家族で支えることが困難になった時に入所施設の利用が第一の選択肢となるケースが多い。家族と同居している障がい者が、「8050 問題」や「親なき後」といった課題に直面する前に、グループホーム等の生活を体験できるように支援するとともに、グループホーム等での生活が維持できるように、地域における支援体制の充実や支援者のスキルアップ、施設や事業所のバックアップ機能等の環境整備を進めていく必要がある。
- また、障がい者虐待においては、家族が虐待者となる事案が多い傾向が見受けられる。障がいのある子どもを育てながら、様々な悩みや困っていることを発信できなかつたり、子どもの障がいを受容できずに親子で社会から孤立したり、障がい特性により障がい福祉サービスの利用が難しく支援を受けられずに家庭で抱え込むといった状況が背景に潜んでいる。障がい者とその家族を孤立させないために早い段階から包括的に家庭を支援するとともに、家族が権利擁護の意識を持てるように個々の事情を勘案しながら情報提供を含めた支援を進める必要がある。また、既に孤立してしまった家庭をフォローし、適切な支援に結び付けていく取組みを進めるべきである。

○ 高校在学中の 18 歳の児童が卒業するまで障がい児支援サービスを継続利用したり、18 歳になる前の児童が就労アセスメントや自立生活に向けたグループホームの体験等の障がい福祉サービスを利用したりすることがあるが、市町村によって、取扱いに差異があるとの指摘がある。このため、ライフステージの節目となる時期においても地域の希望する場所で適切な支援を受けることができるよう、調整することが必要である。とりわけ、障がい児入所施設に入所する児童にとっては、高校卒業とともに、施設を退所して新たな環境での生活がスタートするなど大きな変化となるため、市町村をはじめとする関係機関と十分に連携を図りながら、支援をしていく必要がある。

## (2) 希望する暮らしの実現に向けた支援の充実

○ 福祉計画等では、国の指針に基づいて、施設入所者数の削減目標が示されているが、障がい者の重度化や支援する親の高齢化により、入所施設の利用ニーズは一定数を維持しているのも事実である。

○ 障がい者が自ら希望する暮らしを実現するという考えの下、定量的に地域移行者数や入所者数の削減だけをめざすのではなく、現に家族とともに地域で暮らしている障がい者も含め、すべての障がい者が希望した暮らしを実現するためには、住まいの場となるグループホームや、生活を支える居宅介護や重度訪問介護、行動援護、同行援護といった訪問系サービス、安心して通える生活介護事業所等の日中活動系サービス等の日々の暮らしに必要な支援の体制が十分に整備されるとともに、入所施設における生活の質が確保されることが必要不可欠である。

○ また、短期入所や放課後等デイサービス等の利用が家族支援につながっている側面もあり、障がい者の地域生活を支える家族も希望する暮らしを実現するといった観点から、障がい者とその家族にしわ寄せがくることがないように、地域の社会資源の有効活用を進めていく必要がある。

○ 住みたい場所の近くに働きたい場所が見つからない、もしくは働きたい場

所の近くに住みたい場所が見つからないなど、地域生活をしようと思った時にまだまだ選択肢が十分ではないために、希望する暮らしを諦めざるを得ないことも生じている。今後、希望する暮らしを実現していくためには、より多くの選択肢の中から、自己選択と自己決定ができるように障がい福祉サービス等の支援体制を充実させていく必要がある。

○ 障がい等の理由により、一人で決めることが心配な方々は、財産管理や身上保護等の法律行為を行うのが難しい場合や、不利益な契約であることがわからないままに契約を結び、悪質商法の被害にあうおそれもあり、そういった方々を法的に保護し、意思決定支援を行う成年後見制度について、現在、国で見直しの議論が進められている。それらの動向を注視しつつ、一人ひとりの意思が適切に尊重されるように支援するとともに、日常生活自立支援事業等の施策の充実を図るなど、障がい者の権利擁護に係る取組みを進めていくべきである。

○ また、障がい者の自己決定に基づいたサービス等利用計画や個別支援計画を作成し、サービスが提供されるように、相談支援専門員やサービス管理責任者等、障がい者の意思決定を支える人材の育成の取組みをさらに進めていくべきである。

### (3) 地域で暮らし続ける

○ 地域における障がい者の暮らしの場の確保において、グループホーム等の建設に地元住民が反対する、いわゆる施設コンフリクトや、不動産事業者・家主等が障がいを理由に入居を拒否する事案が見受けられる。障がい者が安心して暮らすことができる住まいの場を確保できる環境づくりを強力に進めるべきである。

○ 障がい者の希望する暮らしや社会参加を実現するためには、合理的配慮が実践される環境づくりや企業等での障がい理解の促進が必要である。障がい者への対応や受け入れが困難と考える事業者に対して、合理的配慮の提供についてモデルとなり得る事例等を具体的に示すなど、より一層の啓発に取り

組む必要がある。

- 障がい福祉サービス事業所等における差別、虐待事案を無くし、障がい者が安心してサービスを利用できる体制を確保していくためにも、障がい福祉サービス従事者の障がい理解の促進や支援力の向上が必要であり、障がい特性に応じた研修等の充実、強化が必要である。また、虐待等の不適切事案が発生した場合は、行政からの指導や処分に留まらず、個別ケースについての検討を行った上で再発防止策を講じ、それらが実効的に機能しているか不断の確認を行いながら継続して改善に取り組むことが重要である。
- 令和7年6月の改正刑法により、懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設されたことを受け、司法と福祉の連携の下、受刑中に作業療法士等から福祉的な支援を受けられるようになった一方で、社会における元受刑者に対する理解が十分に進んでおらず、地域の中で社会参加が可能となる受け皿は乏しい状況にある。そのため、司法と福祉の連携をより強化して、障がいのある元受刑者を適切な環境や支援につなげ、地域で支える取組みを進めていく必要がある。例えば、聴覚に障がいがある者には手話通訳等によって情報保障を適切に行うなど、本人の障がい特性に配慮した支援が求められる。
- また、大阪府の市町村においては、法務局、保護司、各自治体の首長が実行委員になって、更生していく、地域で支えていくという趣旨の下、「社会を明るくする運動」として、毎年7月に街頭で啓発活動をして75年になる。そのような地域の社会資源との連携も含めて、地域が受け皿となっていく必要がある。
- 希望する地域で暮らし続けるためには、地域における支援の担い手として、相談支援専門員をはじめ、グループホームの世話人や訪問看護師のほか、行動支援・移動支援に携わるヘルパー等、障がい者の地域生活を支える事業所等の人材確保・育成に向けた取組みも重要である。サービス従事者の資質向上に向けた研修等の実施、専門的な支援の確保を含めた地域での支援体制の整備に加えて、現に事業所等で障がい者支援に従事する職員等について、処遇改善や

職場環境改善等に向けた一層の取組みについて、支援の実態に見合った報酬改定も含め、引き続き、国への要望等を行うべきである。

- 障がい者も、障がい福祉サービス事業所においてサービス従事者として働くことができるように、研修や資格取得等において、障がい特性に応じた情報保障等の合理的配慮の提供に関する取組みが必要である。
- また、障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービス事業所等の質を担保するために、事業所について現状分析するとともに、運営の適正化・透明性の確保を図り、不適切なサービス提供とならないように取り組むべきである。

#### (4) 安全・安心に暮らす

- 全国的にも課題となっている大規模災害発生時を想定した避難所の機能確保、バリアフリー化をさらに推進し、災害発生時の障がい者への情報保障や安全確保のための取組みが必要である。災害は生命に関わる問題であるため、地域間の格差が生じないように、大阪府と市町村の連携を通じて、様々な分野で取組みを行い、障がい者の安全と安心が確保された地域づくりに取り組むべきである。
- 災害救助法や災害対策基本法の改正（令和7年6月）では、要配慮者や在宅避難者等、多様な支援ニーズに対応するため、救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加された。災害発生時に避難所において避難している人ばかりではなく、在宅で避難している人に対しても福祉的な支援をしていくために、避難行動要支援者名簿の活用方法の充実や個別避難計画の策定をはじめ、防災と福祉の連携を強化していく必要がある。
- 障がい者が災害発生時に避難できないことや、適切な支援を受けられないことがないように、障がい特性に応じた情報保障、避難行動や避難所における支援体制の確保が必要である。例えば、津波や洪水・豪雨災害に備えて、車いす利用者等が安全に避難できるよう避難場所の確保や、避難した先でのトイ

レ等のハード面のバリアフリー化を進める必要がある。また、災害に関する情報を障がい者に伝達することで避難行動等が安全に行われるよう、先進技術を活用して意思疎通支援と情報アクセシビリティの確保等、障がい特性に応じたソフト面のバリアフリーを推進していくべきである。

- 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等や難病患者にとって、避難している場所において、電源や医薬品等を確保することは、生命を維持するために必要不可欠なものであるため、個々のニーズや状況を把握した上で、必要となる機能と機具等の確保に向けた取組みが必要である。
- また、災害が発生した後、平常時とは異なる環境での避難生活等が長期化することにより、心身の状態が不安定になり、障がいや病気の状態が変化すること等が懸念される。障がい者等に対して個々の状態とニーズに応じた支援が行えるよう、市町村とともに福祉サービス事業者と地域住民が連携した支援体制を整備するなどの取組みを進めるべきである。
- 災害の発生直後は支援者も被災している可能性があることから、障がい者に対して十分な支援が行えない状況が生じることもあり得る。大阪府の障がい者の生活ニーズ実態調査（令和 7 年度）では「災害発生時のために準備できていること」として、「準備できていない」との回答が一定数あったが、個別避難計画の策定等を通じて事前に準備すべきことを確認し、障がい者自身で備えることも重要である。また、平常時から地域の中で地域住民や関係機関との関係性を構築することが災害発生時に障がい者の安全と安心を確保することにつながると考えられる。加えて、社会福祉法人を中心として障がい・高齢・児童等の多分野で構成される組織が安全確保に取り組む事例も参考にして、地域の多様な主体による連携の下、災害発生時に配慮を要する障がい者等の安全確保に取り組むべきである。
- 実際に災害が起こった時だけでなく、地域における自主防災活動に障がい者が参画することにより、避難の経路や方法に関する課題等を把握することが必要である。そのために、行政が関係部局内で情報共有を図った上で、地

域住民や福祉事業所等が協力して、障がい者も参加する避難訓練等を実施するとともに、そのような取組事例を積極的に周知していくことが求められる。

- 災害対応においては、自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症が国民生活に与えた影響を鑑みて、新興感染症が大規模にまん延した場合の対策についても講じる必要がある。平常時とは異なる環境において、障がい特性に応じた情報保障、避難生活や療養生活等のための支援の確保に関係機関が連携して取り組んでいくことが必要である。
- 特に、新型コロナウイルス感染症発生時には、必要な医療を受けることができなかつた人たちがいたことは、障がい当事者のみならず、当事者に直接的に支援する家族やサービス従事者、医療従事者等の支援者への影響も大きかつた。これらの経験を踏まえ、平常時から感染予防対策の周知等を行うとともに、新興感染症がまん延した場合にも障がい者に対する支援が継続できるよう、医療と福祉等の関係機関等が連携して体制の整備を進める必要がある。
- 障がい福祉サービスは障がい当事者とその家族の生活に欠かせないものである。サービス事業者が利用者や従事者を守るためには、自然災害や感染症のまん延等、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した業務継続計画（いわゆる「BCP」）を作成し、適宜、柔軟に見直しを行うなど、当該計画が機能するよう平常時より備えをすることが重要である。

## 生活場面Ⅱ「学ぶ」

- 共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要である。その趣旨を踏まえれば、あらゆる段階の教育制度及び生涯学習といった教育環境を障がいのある人も享受するべきである。最近では、障がいのある大学生や公立・私立の全日制に通う高校生、通信制を選択する高校生も増えており、さまざまな教育現場で障がいのある児童が学ぶ機会は増えている。

- ニーズが多様化する中、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、乳幼児期から大人になるまでの学びを保障し、誰一人として取り残さない教育のより一層の推進に向けた環境整備、通学・学習保障等の課題解決に向けて取り組む必要がある。また、幼少期から様々な場面における体験や経験を通して、育つという観点から、保育所、幼稚園、学校、家庭等が療育機関と連携して、それぞれが障がい特性を理解して、育ちの環境を整えていくことも重要である。
  
- とりわけ、最重点施策の一つである専門性の高い分野への支援として、発達障がいのある幼児・児童が早期に質の高い療育を受けるとともに療育と教育等が連携することや、医療的ケアを要する重症心身障がい児の通学支援をはじめとする学習の機会を確保するための多様な取組み、強度行動障がいの状態の誘発や悪化を防ぐために福祉と教育が障がい特性に応じて共通の理解に基づき連携して一貫した支援を行うこと、学校における合理的配慮のより一層の浸透に向けた教員の資質向上等、あらゆる障がいのある児童が十分に教育を受けられるように環境整備を図られることが必要である。
  
- さらには、学校卒業後の就労や地域生活までを見据え、家庭と教育と福祉、労働機関等が連携した、働く力や生活する力を身に付けることができるような教育の推進や、障がいや年齢にとらわれず、学習の機会や選択肢が限定されることなく、生涯を通じて、学びたいときに学ぶことができる環境整備が必要である。
  
- また、大阪府では、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携の下、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援やすべての大阪府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援等の先進的な施策を展開しているが、引き続き、同条例に基づく施策が保健医療機関や学校等の関係機関との連携の下、より一層推進されるように、しっかりと計画に盛り込んでいくべきである。

○ このような観点から、「障がいのある人が必要な支援により、生涯を通じて学びの機会を得ることができる」をめざすべき姿として、様々な取組みを進めていくべきである。

○ これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。

(1) 早期からのライフステージに応じた支援

○ 障がいを早期に発見するという取組みは進んできているものの、適切に支援につながらなければ、本人と家族に生活上の困難や円滑な社会参加を妨げる影響をもたらす可能性があるため、障がいがあるとわかった後に、いかに支援につながるができるかということが重要である。例えば、聴覚障がいや視覚障がいであれば大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児や視覚障がい児への支援、発達障がいであれば療育や必要に応じた医療受診等、関係機関との連携による支援、治療等に円滑かつ確実につながっていくことが必要である。

○ 児童発達支援ガイドラインにおいて、「児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の基本的な機能として位置づけられている『本人支援』『家族支援』『移行支援』『地域支援』を通して育ちの環境を整えていくことが極めて重要である」とされている。また、本人支援については、「本人のニーズや生活状況等を踏まえて支援するとともに、家庭や地域社会での生活に活かしていくために保育所等に引き継がれていくものである」とされている。保育所、幼稚園、学校、家庭等が療育機関と連携して、それぞれが障がい特性を理解して、環境を整えていくことが重要である。

○ 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の療育機関が機能を十分に発揮し、学校や障がい児相談支援事業所等の関係機関と緊密な連携を図り、就学時や卒業時等のライフステージの移行段階で支援が途切れることなく一貫した支援が行われるよう体制の構築が必要である。

○ 障がい児入所施設には社会的養護を受けている多くの児童が入所しており、それらの児童には、愛着やトラウマ等の課題に対応する専門的な支援が欠かれない。また、児童養護施設や児童自立支援施設等では療育手帳を所持するなど障がい特性のある児童が増えている。さらに、障がい児通所支援事業所においても、家庭環境等により生じる課題を抱えた子どもを支援する仕組みもあり、関係機関と連携を図りながら、それぞれの課題に応じた専門的な障がい児支援を行っていく必要がある。

○ 発達障がいについて、本人だけではなく、困り感が生じている環境に働きかけるといった仕組みづくりが重要であり、本人らしさをいかに伸ばしていくかという観点が、アセスメントを通して、家族や支援者等に伝えられていくような仕組みづくりと人材育成が重要である。

## (2) 教育環境の整備

○ 大阪府の障がい者の生活ニーズ実態調査（令和 7 年度）で「嫌な思いをした場所」について「学校」と回答した人が多く、その内容としては「無視される、仲間外れにされる」との回答が最多であった。また、学校における困りごととして「障がいについて理解してくれる友だちや先生が少ない」との回答が最多であったことを踏まえると、教員等の障がい理解の促進に一層努める必要がある。

○ 幼少期からのインクルーシブ教育は、障がい児自身の生活力を養うだけではなく、社会全体の障がい理解の促進にもつながる。引き続き、通学支援や情報保障等、障がい特性に応じた配慮をすることにより、教育の各段階において、障がい児を包摂するインクルーシブ教育システムのさらなる充実を進めていく必要がある。

○ 小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍しながら適切な支援を受けることができる通級指導教室や府立高等学校における知的障がいのある児童がともに学ぶ制度である「自立支援推進校」「共生推進校」等、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行われ、「ともに学び、ともに育

つ」教育を推進する環境整備が図られてきた。また、障がいのある大学生や公立・私立の全日制に通う高校生、通信制を選択する高校生も増えており、様々な教育現場で障がいのある児童が学ぶ機会は増えている。一方で、障がい特性に応じた十分な支援が行われていない現状もあるため、教員の研修やプログラム等により、質を確保するといったことが必要である。

- 障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないことを定める障害者権利条約の理念を踏まえると、保育、療育、教育に従事する教員等の資質向上に向け、保育士や教員になる過程で障がいの特性や教育等について十分に学習する機会を確保する必要がある。
- 幼少期から様々な場面で支援を受けながら自己決定を行う経験を重ねることが重要である。また、その後の生活や就学・就労を見据えて、保育、療育、教育において個人に寄り添った相談対応とサポートを行うことが求められる。教員等が障がい特性等を理解し、寄り添った関わりができるように、専門性を考慮しつつ柔軟かつ適切な教員等の配置等を行う必要がある。
- 府立支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を發揮し、地域の小・中学校における校内支援体制の構築や教職員の専門性の向上のサポートをはじめとした、校種間や医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化のために取り組んできた。今後、多様化する教育現場への対応や令和7年10月から開始した就労選択支援事業との連携を通じて役割の整理等、社会状況に応じて、その機能を見直していく必要がある。
- 将来の自立生活に向けて、学校在学中から職場実習の機会を拡充するとともに、対人関係やコミュニケーション力等、将来の生活に役立つことや就職につながることを幅広く学ぶことができるような教育環境づくりが必要であり、学校教育を通じて、すべての障がい者が地域で主体的に生活できるということを体験し、働く力や暮らす力を身に付けることができるような取組みを、教育と福祉、労働機関等が連携して進めていくべきである。また、就職率等の数字だけにとらわれず、個々人の障がい特性やニーズに応じた多様な進路の選

扱が確保され、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援が必要である。

- ライフステージに応じた切れ目のない支援を確保するため、学校と障がい児通所支援事業所や相談支援機関等の教育と福祉および家庭の連携により、学校生活、地域生活、家庭生活におけるそれぞれの課題、支援方針等を共有して、将来の地域での自立生活に向けた個別支援を充実させていくことが必要である。
- 誰もが一般的な教育制度から排除されないインクルーシブ教育システムを基本とするのであれば、手話言語条例に基づく施策のほか、障がい者だけではなく、外国人等の地域の多様な主体が抱える課題と連動して、インクルーシブ教育システムを推進するための学習環境の整備を進めていく必要がある。それは、障がいのある保護者に対しても同様に適切な情報保障がされるべきである。

### (3) 地域における学び

- 学校卒業後にすぐに就労するという選択肢だけではなく、精神障がい等の中途障がいにより、これまでできていたことができなくなった人が生活リズムを立て直すための支援や、様々な理由により学校に通えずに学び直しを希望する人が支援を受けながら教育を継続するといった、学びの機会が必要である。
- また、スポーツや文化芸術に係るものや、生涯学習センター等を活用した卒業後の学びの場の確保が必要である。
- 生涯学習においては、聴覚障がい者や視覚障がい者が利用できる環境が十分に整っていない状況がある。学校教育以外の場においても、障がい者が自ら学びの機会を選択できるよう、障がい特性に応じた合理的配慮と情報保障を行う体制を整える必要がある。

## 生活場面Ⅲ「働く」

- 障がい者が、就労を通じて働くことの喜び・生きがいを感じ、収入を得ることで、より豊かで安定した生活を送ることができるようになることは、障がい者の自立と社会参加を促進するための重要な要素の一つである。また、現に就労をしている人だけではなく、障がい福祉サービス事業所等において、自分が持っているスキルや知識を活かして、価値のあるものを作り出し、サービスを提供することにより、自分の成長や社会への貢献、仲間と一緒に働くことの喜び等、働きがいや生きがいを実感しながら社会参加している障がい者はたくさんいる。
- これまで、大阪府では「行政の福祉化」の取組みや「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」の制定・改正等、雇用や就労機会の創出といった障がい者の自立支援に一定の成果を上げてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症が流行した際に、社会全体の就労環境が大きく変化し、障がい者就労のさらなる拡大と障がい者が長く働き続けるためには、雇用・医療・教育・福祉等のすべての関係者がより一層の協力をして取り組んでいくことが重要である。
- また、障がい者の就労支援を通じて、雇用主や一緒に働く人々の障がい理解が促進され、合理的配慮が提供される環境が作られていくことで、障がいの有無に関わらず、すべての人々が包摂される地域が生まれ、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向けた基盤の強化につながっていく。
- このように、障がい者の就労支援は、地域社会全体にとっても非常に有益なものであり、引き続き、大阪府の重点施策と位置づけ、障がい者が働きやすく、働き続けることができる環境を作っていくべきである。
- とりわけ、障がい者が働くことを支援する障がい福祉サービス事業所等の質を担保する必要がある、不適切なサービス提供を行っている事業所について現状分析するとともに、運営の適正化・透明性の確保を図り、働くことに希

望を持っている障がい者の不利益とならないように取り組むべきである。

- AI 技術の急速な発展等、今まで以上に社会全体の就労環境が変化していくことが想定される次期計画期間中においては、企業等での障がい理解が深まり、合理的配慮がより提供され、多様な働き方による障がい者の就労機会が拡大することにより、「障がいのある人が多様な働き方により、希望するところで働いている」社会をめざすべき姿とし、関係機関等が連携して、より充実した障がい者の就労支援、定着支援に取り組んでいくべきである。
  
- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。
  - (1) 障がい者が働きやすい環境の整備
- 働くことは義務ではなく権利と捉え、障がい者が働くことを通じて自信や達成感、人生の豊かさを感じることができるような就労の場を確保していく必要がある。
  
- 障がい者がより安心して働けるように、障がい者を雇用していない企業等に、障がい者雇用の理解促進、職場実習機会の確保、合理的配慮の提供に向けた意識改革等、より一層の働きかけが必要である。
  
- また、より多くの障がい者が働く希望を実現させるためには、重度障がい者が働くための重度障がい者等就労支援特別事業の枠組みを広げることや、短時間労働や在宅勤務等の多様な働き方を推進していく必要がある。
  
- 障害者総合支援法では、高次脳機能障がい、発達障がい、難病患者等の障がい者手帳を所持しない方も障がい者と位置づけられているが、企業等の障がい者雇用率制度の対象とならないため、難病患者等の雇用拡大に向け、必要な制度改正等について、引き続き、国へ働きかけていくべきである。
  
- また、発達障がい者については、困り感が生じている環境に働きかけるといった観点から、本人や企業のニーズを踏まえた職業訓練の実施等の支援を充実

していく必要がある。

## (2) 職業の選択や機会の確保

- 一般就労者の数や職場定着率等の定量的な目標も重要ではあるが、数字だけを意識するのではなく、障がい者雇用の質を上げるため、個々人の障がい特性やニーズに応じた個別支援を充実していく必要がある。
- 障がい者の就労訓練等の機会を確保し、適切な就労支援を受けることができるように、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所の質を担保することが重要である。不適切なサービス提供を行っている事業所において、障がい者が不利益な扱いを受けないように運営の適正化を図らなければならない。また、障がいの特性や程度により、外出や移動が困難であるために就労を諦めたり、仕事の選択肢が限定されたりすることがないように、通勤時や就業中に係る支援の拡充も必要であり、必要な制度改正等については、国へ働きかけていくとともに、市町村への支援等について検討すべきである。
- とりわけ、令和7年10月から開始された就労選択支援は、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上と推進を目的としている点を踏まえ、就労支援、就労定着支援においては、一人ひとりに寄り添った支援を行うために雇用・教育・福祉等のすべての関係者が連携すべきである。

## (3) 障がい者が長く働き続けるための支援

- 今、社会全体を見渡した時に、同じ職場で働き続けるということだけではなく、転職も含めて、多様な働き方により、自身のスキル等を活かしながら働いているという人は非常に多くなっている。障がい者が長く働き続けるということにおいても、同じ職場に定着することだけをめざすのではなく、障がい者が働きやすい環境を整備することと、就職支援のみならず、離職後の支援も含めて、職業選択の自由が拡大していくことにより、長く働き続けるということ実現される。
- 働く場を支援する障がい福祉サービスの質の担保は非常に重要である。し

かし、長く働き続けるほど支援がなくなるという課題もあり、関係機関が連携した職場定着の支援を検討していくことが必要である。

- また、労働施策としての就労支援と障がい福祉サービスとの狭間を補完し、障がい種別や程度に関わらずすべての障がい者が利用しやすい支援を確保していくことも必要である。

#### 生活場面Ⅳ「こころや体、命を大切にする」

- 障がい者の重度化・高齢化に伴い、医療の必要性は高まってきている。特に、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等や精神障がい者、難病患者をはじめ医療的ケアが必要な障がい児者とその家族も含めた支援を充実させていくことが必要である。
- また、障がい者が内科や歯科等の診療科を受診することに関して、対応できる医療機関が限られていることから、新型コロナウイルス感染症の流行時には医療のサービスを受けることに困難が生じるなど、障がい者が安心して医療を受けるためには多くの課題がある。特に大規模な災害や感染症が発生した際には、障がい者のみならず、家族やヘルパー、看護師等が疲弊しないよう、そのような支援者を支えることも必要となる。
- そのためには、医療と福祉との連携が進む上で医療従事者の正しい障がい理解や合理的配慮の提供は必要不可欠であり、すべての障がい者が、障がいを理由に医療機関での診療や入院を拒否されるようなことがなく、必要な医療をいつでも安心して受けることができる環境を作っていくことが必要である。
- 障がい者とその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化する中、地域生活課題への対応といった専門的な相談のみならず、ピアサポートのような取り組みが活性化されることにより、身近な地域で支え合う社会をめざすべきである。
- さらに、旧優生保護法による優生手術等を受けた障がい者への支援につい

て、できる限り多くの方々を救済できるように、制度周知等の積極的な取り組みが必要である。

- このような観点から、「障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる」をめざすべき姿とし、様々な取組みを進めていくべきである。
- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。

#### (1) 必要な健康・医療サービスの提供

- 障がい者が、安心して必要な医療を受けることができるように、今後の影響も踏まえ、平成 30 年度に再構築された福祉医療費助成制度の検証を行い、医療のセーフティネットとしての観点から、制度のあり方を検討していくべきである。
- 現実的に、障がい者が受診できる医療機関が限定的であったり、診察時等の説明がわかりづらかったりするなど、障がい者への配慮が不足していると感じる場面が見受けられる。障がい者が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう、医療機関における情報保障、障がい特性の理解の促進等をさらに進めていく必要がある。
- 障がい者の重度化・高齢化への対応として、医療機関が障がい者の意思を確認し、当事者が適切な医療処置を受けることができるようにするための配慮が必要である。

#### (2) (医学・社会的) リハビリテーションの提供

- 障がい者が安心して日々の暮らしを続けていくためには、身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができる環境を整えることが重要である。
- 特に、専門性の高い分野における障がい者へのリハビリテーションの確保

等は重要であり、引き続き、保健、福祉等の関係機関の連携により、地域におけるリハビリテーションの向上に努めていくべきである。

- 大阪府の高次脳機能障がい支援拠点機関においては、関係機関の連携により、治療の当初からリハビリテーションを経て、社会復帰や地域生活の移行まで一貫した支援が行われるとともに、適切なサービスにつなげる取組みも続けられており、それらの実績を踏まえて今後も充実した支援が行われることを期待する。

### (3) 相談体制の充実

- すべての障がい者が、身近な地域で当事者や家族の悩みを相談できる場所等を確保していく必要がある。
- 医療と福祉の両面からのサポートが必要となる障がい者をはじめ、障がい者が抱える悩みや課題が複雑化・多様化する中において、相談支援事業所の役割は重要になっており、例えば、医療の面からの知識をサポートするような専門研修等により、支援の充実に向けた取組みを進めていくべきである。
- また、その悩みや課題は本当に様々で、すべてを市町村や事業所の人に相談するのではなく、仲間や身近な人に相談することも多い。それを担うべき役割として、市町村には障がい者相談員が置かれていることから自身と似たような立場にある者同志で相談が行える、そういったピアサポートのような取組みが活性化されることにより、身近な地域で支え合う社会をめざすべきである。

### 生活場面Ⅴ「楽しむ」

- 障がい者がより豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図るためには、学習や就労の場面だけではなく、スポーツや文化芸術等の活動をはじめ、様々な技能や豊かな感性を生かせる場を充実させていくことや、他の人と同じように普通に楽しめるようにしていくことが大切である。

○ 東京 2025 デフリンピックやミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック・パラリンピックが開催され、障がい者が活躍する姿に全世界の人々が注目する機会となり、アスリートをめざす人や、障がい者スポーツに関わっていきたいと考える人が増えたことも想定される。

○ 「楽しむ」ということは、大人になったからといって、急に活動を選択できるものではなく、幼少期からの体験・経験の中で、楽しみたいものが生まれてくる。暮らしのあり方が多様化してくる中で、障がい者のみならず、誰もが、自由な時間に好きなことを楽しめることは、より豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図る上で重要なものである。

○ 「余暇」という言葉・表現にとらわれず、障がい者があらゆる場所で他の人と同じように気軽に楽しむことができるような環境整備、まちづくり等に取り組んでいくことが大切である。

○ また、本来の共生社会、インクルーシブをめざすのであれば、障がい福祉の世界に留まらず、スポーツの世界に合理的配慮により障がい者が参加する、文化芸術において障がい者がアーティストになる、あるいは鑑賞する参加をするといった社会を、ゆくゆくはめざすべきである。

○ このような観点から、めざすべき姿を「障がいのある人がより多くの体験を通じて希望する活動に参加し、豊かに暮らしている」と捉え、様々な施策に取り組んでいくべきである。

○ これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。

#### (1) レクリエーション活動の充実・社会参加の促進

○ 障がい者が楽しめる余暇活動は、まだまだ限定的である。映画やコンサート、遊技施設、食事や買い物等、地域の様々な場面で他の人と同じように楽しめる環境づくりが必要である。

- 例えば、活動できる場所までの移動手段の課題や、舞台劇で字幕や手話通訳の設置を求めても演出を理由に断られること、映画館や球場等において不慣れた場所に車いす利用者専用シートが設置されているなどの制約・障壁がある。すべての障がい者が、どこでも同じように楽しめるように、移動手段や情報保障等のソフト面や施設や設備のバリアフリー化等のハード面の環境整備が必要である。

## (2) スポーツ活動に取り組む

- スポーツには健康の維持向上や、生活を豊かにするなどの効果が期待される。東京 2025 デフリンピックが開催されたことの機運を後押しに、障がい者スポーツを活性化してもらいたい。
- スポーツに取り組む際に、施設や設備がバリアフリー化されていなかったり、申し込みを断られたりして、施設等を利用できない場合もある。障がい者がスポーツ等を楽しめるように体育館等の施設におけるハード・ソフト両面でのバリアフリー化が重要である。

## (3) 文化芸術活動に取り組む

- 文化芸術活動は、自分のペースで取り組めるという点や、絵画、手芸、陶芸、音楽等、多岐にわたる分野がある点、誰かと一緒にしなくても自分の興味や気分、体の調子に合わせて、実施できるといった魅力がある。
- 大阪府においては、障がい者施策推進協議会に設置されている「文化芸術部会」の議論も踏まえ、文化芸術を通じた障がい者が主体的に活動できる環境づくりや、障がい理解の促進等をより一層推進していくことが必要である。

## V. その他計画策定全般に関する提言

- 障がいに対する偏見や差別により、非常に息苦しさや辛さを抱えている人がたくさんいる。そういった人たちに、「あなたの尊厳を守ってしっかり生きていいですよ」というメッセージを出すべきである。
- それぞれの施策を検討・実施する際には、障がい当事者に加え、障がい者の暮らしを支える家族や支援者等の意見を聞きながら、より効果的に取り組むべきである。とりわけ、ニーズ把握のための調査等の結果には、回答する余裕がない障がい当事者の現状やニーズが反映されていないことに留意する必要がある。
- 障がい特性により、学習や働く場面において、学力の向上や経験・知識の積み重ね、就労のための技能を身に着けるといったことに、多くの時間や労力が必要となる。また、選択できる職種も多くないため、学校教育を終えて、直接、就職に繋がらないケースもあり、多くの障がい当事者にとって、とても重要な課題である。
- 企業も地域の社会資源の一つであるが、多くの企業は、障がい者のことや障がい者雇用を十分に意識できていない。企業に対する障がい理解の促進はまだ不十分であり、地域づくりのために、企業を地域の社会資源としてうまく活用することも必要である。また、福祉と労働の連携においては、企業等の雇用する側から、積極的に福祉関係にアプローチしてもらうことも必要である。
- 身寄りのない障がい者や高齢者が転居する際に入居拒否されたり、施設や病院に入ろうとすると緊急連絡先の問題があつたりするが、社会として仕組みを整えていくことによって、解決できる問題もある。障がい者が地域で暮らすために、地域社会全体で考えるといった視点が必要である。
- 障がい者は、誰かのサポートを受けるけど、自分も誰かをサポートする立場になることもできるといった、相互に人格と個性を尊重するという視点が必要

である。

- 障がいの有無に関わらず、社会に出て、役割を持つと、みんな元気になる。集まれる場所がある人はすごく元気である。そういう場所でのいろんな情報交換できれば、結果として、サービスの質向上にもつながると考える。
- 予算面や人的資源にも限りがある中、障がい当事者とその家族、地域住民等が、ある程度力を合わせることも必要である。
- 学校教育において、懇談や進路指導等に聴覚障がいのある保護者が同席する場合、先生との間に手話通訳が必要になる。学校における適切な情報保障が必要である。

## 参 考 资 料

## 1. 第6次大阪府障がい者計画策定検討部会審議概要等

### 第6次大阪府障がい者計画策定検討部会 審議日程、内容

時期	開催会議	議 題
令和7年 5月9日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第6次障がい者計画策定検討部会運営要領について</li> <li>○第6次大阪府障がい者計画の策定の進め方・基本構成等について</li> <li>○令和7年度障がい者の生活ニーズ実態調査について</li> <li>○共通場面「地域を育む」について</li> </ul>
7月18日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回部会の議論の整理について</li> <li>○共通場面「地域を育む」について</li> <li>○生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」について</li> </ul>
9月9日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回部会の議論の整理について</li> <li>○生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」について</li> <li>○生活場面Ⅱ「学ぶ」について</li> <li>○生活場面Ⅲ「働く」について</li> </ul>
11月14日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」について</li> <li>○生活場面Ⅴ「楽しむ」について</li> <li>○これまでの議論の振り返り</li> <li>○令和7年度 障がい者の生活ニーズ実態調査について</li> </ul>
令和8年 1月30日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和7年度生活ニーズ実態調査の調査結果について</li> <li>○意見具申のとりまとめ（案）について</li> </ul>
3月30日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意見具申（案）について</li> </ul>

第6次大阪府障がい者計画策定検討部会 委員名簿

氏名	所属及び職名等
東 奈央	つぐみ法律事務所 弁護士
安達 信介	河南町高齢障がい福祉課長
雨田 信幸	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会事務局次長
大崎 年史	社会福祉法人 四幸舎和会理事長
奥脇 学	中小企業家同友会 全国協議会障害者問題委員会副委員長
尾下 葉子	特定非営利活動法人 大阪難病連事務局長
小田 多佳子	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会理事長
片山 泰一	一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会会長
黒田 隆之	桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授
澤 滋	一般社団法人 大阪精神科病院協会 副会長
潮谷 光人	東大阪大学こども学部こども学科教授
高橋 あい子	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会会長
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会会長
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会会長
成澤 佐知子	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園施設長
難波 志保	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 部長
堀居 努	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 副会長
前川 たかし	一般社団法人 大阪府医師会 理事
前澤 友紀	大阪狭山市福祉政策グループ課長
山崎 重彦	大阪府民生委員児童委員協議会連合会 会長

## 2. 関係審議会等における審議概要等

### 関係審議会一覧

生活場面等	審議会等
I. 地域やまちで暮らす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等施設整備補助金等審査部会</li> <li>・①ケアマネジメント推進部会</li> <li>・②地域支援推進部会</li> <li>・③発達障がい児者支援体制整備検討部会</li> </ul>
II. 学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④手話言語条例評価部会</li> <li>・発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)</li> </ul>
III. 働く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑤就労支援部会</li> <li>・発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)</li> </ul>
IV. こころや体、命を大切にする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑥高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会</li> <li>・⑦医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会</li> <li>・発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)</li> </ul>
V. 楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑧文化芸術部会</li> </ul>
各生活場面に共通する横断的視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑨意思疎通支援部会</li> <li>・⑩障がい者虐待防止推進部会</li> <li>・⑪大阪府障がい者差別解消協議会</li> <li>・発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)</li> <li>・大阪府障がい者自立支援協議会</li> <li>・大阪府障がい者差別解消協議会(再掲)</li> <li>・身体障がい者補助犬部会</li> <li>・発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)</li> </ul>